



**長野県告示第665号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 斑尾大川線
- 3 道路の区域

| 区 間  | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|--|-----|------------|-----------|
| 飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から<br>飯山市大字旭字北澤1559番の1地先まで  | 旧   | 8.0~14.2 m | 0.2641 km |
| 同 上  |     | 8.0~14.2   | 0.2641    |
| 飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から<br>飯山市大字旭字後澤1424番の10地先まで | 新   | 11.0~41.5  | 0.1912    |

道路維持課

**長野県告示第666号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 158号
- (3) 道路の区域

| 区 間                | 新旧別 | 敷地の幅員       | 延長        |
|--------------------|-----|-------------|-----------|
| 南安曇郡安曇村3555番の5地先から | 旧   | 12.0~30.0 m | 0.1010 km |
| 南安曇郡安曇村3555番の4地先まで |     | 13.0~29.5   | 0.1110    |
| 同 上                | 新   | 13.0~29.5   | 0.1110    |

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 158号
- (3) 道路の区域

| 区 間               | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|-------------------|-----|------------|-----------|
| 南安曇郡安曇村739番の1地先から | 旧   | 6.5~10.0 m | 0.3205 km |
| 南安曇郡安曇村707番の1地先まで |     | 13.0~26.7  | 0.2421    |
| 同 上               | 新   | 13.0~26.7  | 0.2421    |

道路維持課

**長野県告示第667号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 418号
- 3 道路の区域

| 区 間                                    | 新旧別 | 敷地の幅員      | 延長        |
|--|-----|------------|-----------|
| 下伊那郡売木村1番の828地先から<br>下伊那郡売木村1番の556地先まで | 旧   | 4.6~48.2 m | 0.1957 km |
| 同 上                                    | 新   | 4.6~48.2   | 0.1957    |
|  |     | 4.6~58.2   | 0.1592    |

道路維持課

**長野県告示第668号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 斑尾大川線
- 2 供用を開始する区間  
飯山市大字旭字松ノ木1397番の2地先から  
飯山市大字旭字後澤1424番の10地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年12月20日

道路維持課

長野県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成17年1月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 418号
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡売木村1番の828地先から  
下伊那郡売木村1番の556地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成16年12月20日

道路維持課

長野県告示第670号

児童健全育成事業補助金交付要綱(昭和61年長野県告示第629号)の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年12月20日

長野県知事 田中康夫

第1中「母親クラブの活動を補助するに要する経費及び」を削る。

第2の表の母親クラブ活動費補助事業の項を削り、同表の児童クラブ事業の項中「10人から19人までの児童クラブ 963,000円」を「4人から9人まで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 388,000円」に、

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,515,000円

(イ) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 956,000円  
 (ロ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,508,000円

に、「964,000円」を「957,000円」に、「1,928,000円」を「1,914,000円」に、「311,000円」を「310,000円」に、

エ 障害児受入加算額  
 放課後児童等が10人以上で、うち障害児が2人以上の児童クラブ 696,000円

オ 土日祝日加算額  
 年間の土日祝日の開設日数が48日以上の子童クラブ 220,000円

エ 要支援児受入加算額

(7) 放課後児童等が4人から9人までで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

(イ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ(要支援児に係る指導員を配置しているものに限る。) 689,000円

(ロ) 放課後児童等が10人以上で、うち要支援児が3人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

オ 土日祝日加算額

(7) 放課後児童等が4人から9人までで、かつ、年間の土日祝日の開設日数が51日以上の子童クラブ 219,000円

(イ) 放課後児童等が10人以上で、かつ、年間の土日祝日の開設日数が51日以上の子童クラブ 219,000円

(7) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 300,000円

(イ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,169,000円

(7) 放課後児童等が4人から9人までで、うち要支援児が4人以上の児童クラブ 300,000円

(イ) 放課後児童等が10人から19人までの児童クラブ 300,000円

(ロ) 放課後児童等が20人以上の児童クラブ 1,163,000円

に、「799,000円」を「794,000円」に、「1,599,000円」を「1,588,000円」に、「298,000円」を「296,000円」に、

エ 障害児受入加算額

放課後児童等が10人以上で、うち障害児が2人以上の児童クラブ 537,000円

エ 要支援児受入加算額

放課後児童等が4人以上で、うち要支援児が2人以上の児童クラブ 指導員の人数に応じ、知事が別に定める額

に、「(2)のアの(7)及び」を「(1)のアの(7)、エの(7)及び(ロ)並びにオの(7)並びに(2)のアの(7)及び(イ)並びに」に改める。

第3第1号中「を変更しよう」を「の変更(軽微な変更を除く。)をしよう」に改める。

第4第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第7第2項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第10中「茅野市及び岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市」に改める。

子ども支援課